

令和元年 8 月 23 日

大垣市長 小川 敏 様

大垣市公営企業等審議会
会 長 谷江 幸雄

令和元年 6 月 24 日に貴職から諮問を受けた、水道事業及び下水道事業の安定した経営維持につきまして、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

このたび、大垣市長から水道事業及び下水道事業の安定した経営維持について諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。

はじめに、水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図る市民生活に直結した重要事業であるが、平成 30 年度末の普及率は 97.3%、経常収支比率は 117.4%であり、多様化する市民ニーズに対応し、安定した経営状況が維持されている。

また、今回示された水道事業の経営戦略でも、給水人口や水需要の減少による料金収入の減少はあるものの、料金改定をすることなく、引き続き安定した経営が維持できるものとしている。

次に、簡易水道事業は、上石津地域における水道事業で、平成 30 年度末の普及率は 99.8%であるが、合併以後、一之瀬和田浄水場や牧田浄水場など老朽化した施設を集中的に改良・改善してきた結果、建設費に対する元利償還金の増加と、人口減少による使用料収入の減少により、一般会計からの赤字補てんが今後一層増加することが想定される。

簡易水道事業の経営戦略では、こういった厳しい事業環境を踏まえ、施設設備の詳細な分析と選別による計画的な投資を実施することで事業運営の効率化を図る一方、なお不足する財源への対応として、数次の使用料改定が必要であるとしている。

次に、公共下水道事業は、平成 28 年 4 月に 9.8%の使用料改定を行ったが、適正な使用料水準には達しておらず、建設費に対する元利償還金や施設の維持管理費を賄いきれていない状況である。

公共下水道事業の経営戦略では、こういった事業環境を踏まえ、下水道ストックマネジメント計画に基づく戦略的な維持、修繕及び改築を推進するこ

とで事業運営の効率化を図る一方、数次の使用料改定を実施することで、今後 10 年の間に一般会計からの赤字補てんを解消することとしている。

次に、上石津地域の特定環境保全公共下水道事業等（以下、上石津下水道事業と称する。）は、平成 28 年 4 月に 9.8%の使用料改定を行ったが、依然として使用料によって維持管理費が賄えていない状況のなか、今後、人口減少による使用料収入の減少は進み、一般会計からの赤字補てんが一層増加することが想定される。

上石津下水道事業の経営戦略は、こういった厳しい事業環境を踏まえ、下水道ストックマネジメント計画等に基づく戦略的な維持、修繕及び改築を推進することで事業運営の効率化を図る一方、なお不足する財源への対応として、数次の使用料改定が必要であるとしている。

上・下水道事業は、市民生活や経済活動の根幹を支えるもので、快適で機能的なまちづくりに欠かせない事業であり、持続可能で安定した経営がなされなければならない。また、受益者の負担で運営されるべき事業の性質から、一般会計からの赤字補てんから脱却した経営が必要である。

以上の観点から、各事業の経営戦略における人口等の将来推計や経営見通しの内容は適正であると判断した。よって、今回提示された、簡易水道使用料 8.0%、公共下水道使用料 6.0%、上石津下水道使用料 3.0%の改定（いずれも平均改定率）については、市民生活を考慮した小規模なものとなっており、健全な経営のためにはやむを得ないと認め、妥当であると判断した。

なお、改定にあたっては、広く使用者への周知徹底に努め、十分な理解と協力が得られるよう万全の措置を講じるとともに、実施日は、周知期間も考慮し令和 2 年 4 月 1 日とされたい。

また、水道事業を除く各事業の経営戦略においては、数次の使用料改定を掲げているが、令和 2 年度以降の改定にあたっては、その時点での人口、世帯数、経営状況等を総合的に勘案し、慎重に検討したうえで決定されたい。

令和2年度からは、全事業が地方公営企業法適用企業となる。これを機に、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図るとともに、より一層の事務の合理化、経費の削減を図り、健全な事業運営に努め、市民サービスの向上により市民の満足度の向上につながることを、審議会の総意として強く切望する。